

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	1
○保安林の解除予定の通知 (2件) (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (8件) (")	1
○公共測量の終了の通知 (5件) (用地対策課)	6
○廃川敷地等が生じた件 (2件) (河川課)	6
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (2件) (都市計画課)	7
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果 (2件)	7

告 示

高知県告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年1月27日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
有澤歯科クリ	安芸市矢ノ丸一丁目3-2	令6・12・6
ニック		
十市薬局	南国市十市1965	令7・9・17
森岡歯科医院	安芸市本町二丁目4-9	" " 30
有光歯科医院	室戸市浮津470	" 10・18

グリーン薬局 土佐市高岡町甲757-3 " " 31
高知県告示第28号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和8年1月27日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和7年9月4日	社会福祉法人津野町社会福祉協議会 高岡郡津野町姫野々431-1	津野町社会福祉協議会基準該当訪問入浴介護事業所 高岡郡津野町姫野々431-1 訪問介護 訪問入浴介護

高知県告示第29号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年1月27日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡禰原町井の谷1の2
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第30号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年1月27日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡禰原町井の谷1の3
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由

道路用地とするため

高知県告示第31号

令和7年11月農林水産省告示第1700号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年1月27日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡東上山村中津川13番屋敷
イ 氏名
田辺 源太郎
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡大正町中津川146番地
イ 氏名
田辺 八重野
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡大正村中津川字向ヒ宮鎮座
イ 氏名
河内神社
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡大正町中津川639番地
イ 氏名
田辺 巖
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町大正中津川字東峯山616の1、616の2、616の5、616の6、616の9から616の12まで、616の15、616の16、616の18、617の1、617の2、617の4から617の12まで、617の15、617の16、617の31、617の32、617の34から617の39まで、617の41、617の43、617の45から617の48まで、617の50、617の56
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第32号

令和7年11月農林水産省告示第1701号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

<p>令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高知市小津町3番3号 イ 氏名 片岡 寅次郎 (2)ア 登記簿記載の住所 高知市長浜753番地28 イ 氏名 山本 勘介 (3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町大字田野々512番地1 イ 氏名 佐々木 幸代</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡四万十町芳川字フルセ426の1、426の14から426の28まで、字ムクロウジ424の1、424の2から424の19まで、424の21、424の25から424の27まで、424の29から424の32まで、424の34、424の35、424の39、字下谷山423の1、423の2、423の4、423の5、423の11から423の17まで、423の19から423の24まで、423の27、字弓引ノ畝425の1から425の3まで、425の7から425の9まで、425の11、字上長419の1から419の7まで (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第33号 令和7年11月農林水産省告示第1702号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町相去397番地 イ 氏名 竹内 秀雄 (2)ア 登記簿記載の住所 高知市中万々257番地1</p>	<p>イ 氏名 山崎 捷暉 (3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡四万十町大正中津川516番地11 イ 氏名 岡崎 妙 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡四万十町相去479番地 イ 氏名 宮脇 正三 (5)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町四丁目4番15号 イ 氏名 岡林 あや子 (6)ア 登記簿記載の住所 高知市春野町甲殿779番地 イ 氏名 岡崎 龍明 (7)ア 登記簿記載の住所 大阪市東淀川区豊里町287番地3 イ 氏名 蔵所 富士雄 (8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大正町相去220番地 イ 氏名 東 晴美 (9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大正町相去371番地2 イ 氏名 宮崎 昭一 (10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町田野々233番地7 イ 氏名 小松 一秀 (11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大正村相去96番地 イ 氏名 吉良 常八 (12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡窪川町窪川442番地 イ 氏名 香川 渡 (13)ア 登記簿記載の住所 岡山県倉敷市中畝一丁目4番41号 イ 氏名</p>	<p>竹内 楠則 (14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大正町相去511番地 イ 氏名 竹内 楠則 (15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡窪川町折合12番地 イ 氏名 西村 保喜 (16)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉戊467番地23 イ 氏名 岡林 通俊 (17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大正町相去220番地 イ 氏名 二宮 巳利 (18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡四万十町相去17番屋敷 イ 氏名 竹内 繁吾 (19)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 吉良 伊之助 (20)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 美間 弥太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡四万十町相去字カキノキサコ694の1、694の5から694の9まで、字カクレサコ698の1、698の2、698の6から698の8まで、字カタキ山696の5、696の8から696の12まで、696の15、696の16、字シダ尾谷山650の1、650の2、650の5から650の7まで、651の1、字セイモト山699の1、699の4から699の7まで、字ツルイノ谷634の1、634の3から634の7まで、634の9、634の10、634の12、634の16から634の21まで、636、字ナシリ山648の1、648の3、649、字バショ山705の1、705の4、字モモノ畝706の1、706の4、706の5、字ヤシキ山702の1、702の3から702の6まで、字ユルタニ山628の1、628の4、628の6、628の13から628の15まで、628の17、628の18、628の20、628の21、628の23、628の24、字奥屋敷山640の1から640の3まで、640の5から640の15まで、641の1から641の4まで、字黒見山637の1、</p>
---	---	--

<p>637の2、638、639の1から639の12まで、字札幌山690の1、690の2、690の4、690の6、690の7、字小森山627の1、627の3から627の6まで、627の8から627の13まで、字上札幌山692の1、693、字大平山695の1、695の3から695の8まで、字大本谷山686の1、689の1、689の3から689の5まで、689の7から689の10まで、字中谷山647の1から647の4まで、字椿木山697の1から697の12まで、字明畑山642の1から642の4まで、643の1、643の2</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第34号 令和7年11月農林水産省告示第1703号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市江ノ口相生町丑之助1666番地 イ 氏名 菅 長一郎</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪府東大阪市小若江三丁目14番28号 イ 氏名 林 杉松</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡窪川町本町2番21号 イ 氏名 国広 正</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村打井川30番地2 イ 氏名 宗崎 政持</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡東上山村打井川30番屋敷 イ 氏名 敷地 喜代太</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡四万十町野々川字ニッチ1609の2から1609の4ま</p>	<p>で、1609の5（国有林）、1609の6、1609の7（国有林）、1609の11、1609の12から1609の14（以上3筆国有林）、1609の15から1609の37まで、1609の38（国有林）、1609の39、字市ノ又山671の1、671の2、1610（国有林）、1611の1から1611の3まで、1611の8、1611の10から1611の17まで、1611の19、1611の24から1611の26まで、1611の28から1611の31まで、1611の33、1611の49から1611の51まで</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第35号 令和7年11月農林水産省告示第1704号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 大阪府大東市三箇一丁目8番20号 イ 氏名 林 寿広</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市長浜4964番地11 イ 氏名 社団法人生態系トラスト協会</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市介良乙2750番地3 イ 氏名 田辺 富美子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村野々川42番地 イ 氏名 伊藤 梅子</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村野々川413番地19 イ 氏名 林 勲</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡四万十町野々川字一本木413の7から413の10まで、413の15から413の18まで、413の21、413の23から413の26ま</p>	<p>で、字奥堂谷410の7から410の10まで、410の13から410の33まで</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第36号 令和7年11月農林水産省告示第1705号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎347番地 イ 氏名 池田 利重</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎443番地 イ 氏名 上山 岩雄</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村十川224番地7 イ 氏名 和田 裕実</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎429番地 イ 氏名 山本 克人</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎361番地 イ 氏名 井上 ユキエ</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 広島市中区大手町四丁目2番9-601号 イ 氏名 井上 恭一</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 愛媛県北宇和郡松野町目黒2842番地 イ 氏名 高橋 幸男</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所</p>
--	--	---

<p>幡多郡十和村井崎132番地 イ 氏名 富田 武夫 (9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎249番地 イ 氏名 竹内 進 (10)ア 登記簿記載の住所 広島県呉市広町10529番地1 イ 氏名 矢野 一男 (11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎289番地 イ 氏名 矢野 殷衛 (12)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎340番地 イ 氏名 池田 保信 (13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 和田 清太郎 (14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 和田 信太郎 (15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎650番地 イ 氏名 恩地 初太郎 (16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 上戸 熊次 (17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 山中 米次 (18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 小松 茂太郎 (19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎</p>	<p>イ 氏名 山中 多順 (20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 上田 久米次 (21)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎39番屋敷 イ 氏名 駄場 貞次 (22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村広瀬105番地 イ 氏名 宮岡 森次 (23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 和手 梅之助 (24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 谷脇 順五郎 (25)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎443番地 イ 氏名 上山 久太郎 (26)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎 イ 氏名 谷脇 孫太郎 (27)ア 登記簿記載の住所 宮城県仙台市泉区山の寺二丁目28番33号 イ 氏名 恩地 康成 (28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村井崎1107番地 イ 氏名 宗教法人大元神社 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡四万十町井崎字カケヅ1128の1、字タキタロ1131、 字ハチガモリ1132の12、1132の33から1132の42まで、字ヒキ ヅ1129、字ミイダバ1124の5、1124の15から1124の23まで、 1125、字三ノ又ロ1106の1、1106の2、1107の1から1107の 3まで、1109の1、1109の2、1134の1から1134の4まで、</p>	<p>字中ゴヤ1123の7、1123の13、1123の19、1123の30から1123 の33まで (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について 高知県告示第37号 令和7年11月農林水産省告示第1724号で告示した指定施業要件 の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示すると ともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡江川崎村半家354番地 イ 氏名 山本 久 (2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村半家674番地 イ 氏名 永山 クニ子 (3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村半家886番地 イ 氏名 橘 淑子 (4)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丁868番地4 イ 氏名 河野 武雄 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 四万十市西土佐半家字宮ノ川2035、字宮ノ川北平2036、 2037の1から2037の3まで、字宮ノ尾2038の1から2038の8 まで、字樋ノサコ2033、字平四郎小場2034の1、字矢倉2017 の1、2017の7から2017の11まで、2017の13から2017の20ま で、2017の22から2017の37まで、2017の42から2017の50まで (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について 高知県告示第38号</p>
--	---	--

令和7年11月農林水産省告示第1725号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年1月27日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

渡辺 新蔵

(2)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

中山 文太郎

(3)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

繫場 ツヤ

(4)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

土岐 多次

(5)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

竹内 喜太郎

(6)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

永野 吉平

(7)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

中山 岩次

(8)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

永野 仁太郎

(9)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

中山 栄助

(10)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

中山 嘉蔵

(11)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

中山 三津次

(12)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

三好 瑞道

(13)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

畦地 弘太郎

(14)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

畦地 覚太郎

(15)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間

イ 氏名

竹内 理之助

(16)ア 登記簿記載の住所

幡多郡大川筋村勝間1361番地

イ 氏名

中山 兼一

(17)ア 登記簿記載の住所

中村市中村1593番地

イ 氏名

中島 兼喜代

(18)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間1213番地

イ 氏名

土岐 藤馬

(19)ア 登記簿記載の住所

幡多郡西土佐村奥屋内官有無地番

イ 氏名

永野 保視

(20)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間66番地

イ 氏名

竹内 重義

(21)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間450番地

イ 氏名

田辺 長馬

(22)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間1031番地

イ 氏名

兼松 嘉七

(23)ア 登記簿記載の住所

兵庫県川西市久代二丁目8番地21号

イ 氏名

三好 末広

(24)ア 登記簿記載の住所

幡多郡大川筋村勝間50番屋敷

イ 氏名

永野 仁太郎

(25)ア 登記簿記載の住所

大阪府岸和田市池尻町395番地

イ 氏名

中山 義夫

(26)ア 登記簿記載の住所

幡多郡大川筋村勝間

イ 氏名

三好 寅治

(27)ア 登記簿記載の住所

幡多郡大川筋村勝間1330番地

イ 氏名

永野 竹治

(28)ア 登記簿記載の住所

幡多郡大川筋村勝間1365番地

イ 氏名

三好 伝太郎

(29)ア 登記簿記載の住所

四万十市勝間1376番地

イ 氏名

竹内 佐代子

(30)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間1359番地

イ 氏名

中山 熊市

(31)ア 登記簿記載の住所

中村市勝間48番屋敷

イ 氏名

谷岡 源太郎

(32)ア 登記簿記載の住所

幡多郡大川筋村勝間1565番地

イ 氏名

<p>(33)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大川筋村勝間1566番地 イ 氏名 植田 徳寿</p>	<p>(44)ア 登記簿記載の住所 愛媛県八幡浜市郷3番耕地1029番地の1 イ 氏名 有限会社下田製材所</p>	<p>令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(34)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大川筋村勝間1038番地 イ 氏名 植田 謙吉</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 四万十市勝間字サカリノ山1631の1、1631の2、字ザレガ峠1635、字ツルタニ山1604の1、1605の1、1606、1607、1608の1、1609の1から1609の20まで、1609の26から1609の37まで、1610の1、1611の1、1612の1、1613、1614の1、1614の2、字永野山1627の1から1627の7まで、1627の10、1627の11、1628、1629、字笠松山1615の1、1615の2、1616の1、1617の1、1617の3から1617の5まで、1617の8から1617の11まで、1618の1から1618の4まで、字足川日ノ平1630、字足川影平1632の1から1632の3まで、1633の6、1633の7、1633の9、字力石山1593の1から1593の21まで、1594、1595、1596の1、1596の2、1597の1から1597の3まで、1598</p>	<p>高知県告示第42号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和7年8月高知県告示第508号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年12月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(35)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大川筋村勝間16番屋敷 イ 氏名 佐竹 重太郎</p>	<p>(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養</p>	<p>高知県告示第43号 国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和7年10月高知県告示第603号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年12月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(36)ア 登記簿記載の住所 中村市勝間1268番地 イ 氏名 谷岡 一広</p>	<p>(3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p>	<p>高知県告示第44号 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。 なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。 令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(37)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大川筋村勝間1213番地 イ 氏名 土岐 小松</p>	<p>高知県告示第39号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和6年10月高知県告示第629号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年10月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p>	<p>高知県告示第45号 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。 なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>(38)ア 登記簿記載の住所 中村市勝間1269番地 イ 氏名 谷岡 久野</p>	<p>高知県告示第40号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和7年6月高知県告示第409号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年12月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年1月27日 高知県知事 濱田 省司</p>	<p>1 河川の名称 二級河川下田川水系下田川 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和8年1月27日 3 廃川敷地等の位置 南国市大埴字発向甲259番2及び同市大埴字林ノ本甲528番2 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 21.12平方メートル 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。</p>
<p>(39)ア 登記簿記載の住所 大阪府大東市諸福六丁目11番21号 イ 氏名 山崎 昌生</p>	<p>高知県告示第41号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和7年7月高知県告示第482号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年12月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p>	<p>高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(40)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大川筋村勝間1230番地 イ 氏名 山崎 弁一</p>	<p>高知県告示第42号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和7年7月高知県告示第482号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年12月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p>	<p>高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(41)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大川筋村勝間44番屋敷 イ 氏名 土岐 小松</p>	<p>高知県告示第43号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和7年7月高知県告示第482号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年12月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p>	<p>高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(42)ア 登記簿記載の住所 中村市勝間1213番地 イ 氏名 土岐 藤男</p>	<p>高知県告示第44号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和7年7月高知県告示第482号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年12月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p>	<p>高知県知事 濱田 省司</p>
<p>(43)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大川筋村勝間48番地 イ 氏名 原田 辰次郎</p>	<p>高知県告示第45号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和7年7月高知県告示第482号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年12月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p>	<p>高知県知事 濱田 省司</p>

令和8年1月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 河川の名称
一級河川物部川水系 2支新秋田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和8年1月27日
- 3 廃川敷地等の位置
南国市下島字前浜境丙60番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 3.61平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和8年1月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画（2号高知市中央卸売市場）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和8年1月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画（3号高知県中央青果市場）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月27日

高知県監査委員
7高行管第325号
令和7年10月14日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）
令和7年8月29日付け7高監報第6号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援や会計検査等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けて指導、支援を行うとともに、会計事務の基礎研修や、実務研修の実施などを通じて、職員が会計事務に対する理解をさらに深め、知識の向上を図ることができるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し担当者への指導を中心となって行うチームに対し、会計事務に関するOJTの重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。併せて、会計事務優良所属表彰により所属の好事例を他所属へ紹介するなど、職員個々の適正な会計事務の執行に向けた意欲の向上を図ります。

さらに、現在取り組んでいる財務会計システムの再構築の中で、人為的ミス防止機能の拡充とともに事務の効率化・簡素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

第2 指摘事項の該当機関

商工労働部高知高等技術学校

1 指摘事項

令和6年度廃塗料収集運搬・処分委託契約のうち、処分委託業務において、契約の相手方から見積権限の委任を受ける前の事業者が作成した見積書に基づいて契約を締結していた。

これは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令の定めるところに従い、これをしなければならないと定めた、地方自治法第232条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

当該業務は、県内の窓口業者が収集運搬を担い、県外の処分業者が最終処分を担うこととしており、県外処分業者は県内窓口業者に対し「費用の見積、請求など」を委任しています。

そのため、当校はこれまで、県内窓口業者が作成した両者の業務を含んだ見積書を根拠として、それぞれと委託契約を締結していました。

今回の件については、業務内容や契約相手が例年と同様であったことから、委任の確認が不十分なまま、これまでの慣例により事務処理を行っていたところ、委任状の日付が見積書より後の日付であったため、不適切な事務処理として指摘されたものです。

3 措置状況

本来、委任状により権限が委任された後に見積書を受け取るべきであり、令和7年度からは同様の誤りを繰り返さないよう、見積書と委任状を同時に受領することとします。

また、見積書の受領にあたっては、担当者のみならず出納員等による複数チェックにより、事務処理に遺漏のないことを確認しながら契約手続を進めます。

今回の指摘事項は、契約手続に関する職員の認識不足によるものであり、今後は当該事例を職員間で共有し、事務手続に遺漏がないよう、周知徹底を図ります。

加えて、契約手続のみならず、会計事務を行う全職員が会計事務等の研修を受講し、高知県会計規則に関する知識の習得・定着を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

7高企病第520号
令和7年10月29日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置状況について（通知）
令和7年8月29日付け7高監報第6号で報告のありました監査

結果に対する措置状況を、下記のとおり通知します。

記

機関名：幡多けんみん病院

1 指摘事項

物品購入に係る変更契約書において、所属が保管する当該契約書に契約担当者の押印漏れがあった。

これは、契約担当者は、契約者を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し、契約書とともに、これに記名押印しなければならないと定めた、高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第20条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 措置状況

今回の指摘事項に係る契約については、変更契約締結の施行伺は適切に決裁を受けていましたが、変更契約書に契約担当者印を押印する際、相手方保管分には押印したものの、病院保管分への押印を失念していたものです。

今後は契約事務を担当する職員の業務手順、チェック項目を整理するとともに、押印前に書類審査を行う職員が、契約書の押印漏れがないかの確認も行うこととし、再発を防止してまいります。

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月27日

高知県監査委員
7 高行管第361号
令和7年10月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和7年9月12日付け7高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行わ

れたい。

特に、今回の指摘事項8件が全て契約事務に関するものであることを踏まえ、契約事務については、基本的な事項を改めて確認し、適正な事務処理を行うよう求める。

2 意見に対する措置状況

日頃の支出審査や会計検査等を通じて、常に法的根拠を意識しながら会計事務を行うという基本的な姿勢を職員に身に付けてもらえるように支援するとともに、会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるように引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる課長補佐等に加え、会計事務に関して担当者への指導を中心となって行うチームに対し、会計事務に関するOJTの推進や部下の業務の進捗管理の重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。併せて、会計事務優良所属表彰により所属の好事例を他所属へ紹介するなど、適正な会計事務の執行に向けた職員の意欲の向上を図ります。

今回の指摘事項が全て契約事務に関するものであったことについては、「会計管理局だより」で事例を紹介するとともに、会計事務研修や会計検査の機会を利用し、全所属に対して引き続き注意喚起を行います。

さらに、現在検討中の財務会計システムの再構築の中で、人為的ミス防止機能の拡充や事務の効率化・簡素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

第2 指摘事項の該当機関

1 健康政策部薬務衛生課

(1) 指摘事項

食品営業台帳管理システム運用保守委託業務において、契約書に添付すべき仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

契約締結時の支出負担行為決議書には、契約書案に仕様書を添付して決裁を受けていましたが、契約書を作成する際に仕様書の添付を失念し、公印押印の際にも確認ができていなかったことによるものです。

(3) 措置状況

契約の相手方には経過を説明し、契約書と仕様書を一緒にして保管していただくよう依頼しました。

また、再発防止のため、指摘事項について課内で情報共有するとともに、契約時の確認について、収入・支出事務

のチェックシートを活用して必ず複数人で確認するようチェック体制を見直しました。

2 子ども・福祉政策部障害福祉課

(1) 指摘事項

障害者差別解消法に係る啓発事業の企画・運営委託業務の契約書において、受託者の会社名の記載が漏れていた。

これは、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、当該契約は、確定しないものとする定め、地方自治法第234条第5項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

契約書作成時に、受託者の会社名の記載漏れに気付かず、その後2回行った変更契約の際にも、確認不足から、同様に会社名の記載がない状態で契約書を作成してしまったものです。

(3) 措置状況

今回の指摘を踏まえ、契約書を作成する際は、会計管理課が発行している業務委託契約書のチェックポイントを活用して確認を行うとともに、当該チェックポイントに今回指摘を受けた「受託者を確認する」という項目を所属独自に追加することで、記載漏れがないよう確認を徹底し、再発防止に努めます。

3 林業振興・環境部林業環境政策課

(1) 指摘事項

令和6年度高知県立甫喜ヶ峰森林公園展示林整備工事に係る入札において、入札者の納付した入札保証金が、見積もる契約金額の100分の5を下回っており、入札を無効とすべきであったがこれを有効とし、契約を締結していた。

これは、納付すべき入札保証金が不足しているときは、入札を無効とする定めた、高知県契約規則第30条において準用する同規則第21条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

担当者及び決裁者における関係規程の理解と確認が不十分であったことにより、入札保証金の金額は「見積もる契約金額の100分の5以上」であるところ、「入札金額の100分の5以上」と誤認し、処理を行ったものです。

(3) 措置状況

今回の指摘事項について所属の全職員に共有し注意喚起を行うとともに、各職員が事務処理を行う際の参考となるよう、内部統制リスク評価シートに指摘を踏まえた具体的

な確認事項を追記し、周知しました。

今後は、事業担当者、入札担当者及び決裁者に入札保証金について正しく理解させるとともに、関係規程を確実に確認し、適切な事務処理を行います。

併せて、入札参加者に対し、入札保証金の制度を正しく理解してもらうよう丁寧な説明を行います。

4 水産振興部漁業管理課

(1) 指摘事項

ア 令和6年度高知県高速漁業取締船「小鷹」上架定期検査修繕工事外1件の予定価格調書において、決裁権者による決裁が行われていなかった。

これは、契約担当者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならないと定めた、高知県契約規則第30条において準用する同規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

イ 令和6年度高知県高速漁業取締船「小鷹」上架定期検査修繕工事請負契約変更契約書(第1回)において、所属が保管する当該契約書に契約担当者の押印漏れがあった。

これは、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記載押印をしなければ、当該契約は、確定しないものとするとして定めた、地方自治法第234条第5項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

ア 漁業取締船の上架定期検査修繕工事外1件の予定価格調書を作成する際に、高知県事務処理規則で定められた決裁権者による決裁を行っていなかったもので、関係規則について担当者の認識が十分でなかったことや、決裁過程でのチェックが不十分であったことが原因です。

イ 漁業取締船の上架定期検査修繕工事請負契約の変更契約書において、担当者が契約の相手方が保管する変更契約書についてのみ押印し、所属で保管する変更契約書への押印を失念していたものです。

(3) 措置状況

ア 同様の事務処理が発生しないよう所属で内容を共有するとともに、施行同の段階で予定価格調書の決裁権者を明記し事前に複数人で確認することにより再発防止に努めます。

イ 同様の事務処理が発生しないよう所属で内容を共有す

るとともに、契約書を作成するときは、内容に不備がないか複数人で確認することによりチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

5 水産振興部漁港漁場課

(1) 指摘事項

漁港港勢調査委託業務において、契約書に特記仕様書と調査実施要領を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

契約締結の施行同の際には、事前に決裁を受けていた特記仕様書及び調査実施要領を添付していたところ、契約の相手方から提出された契約書の突合作業を契約担当者が失念し、特記仕様書と調査実施要領を添付していない契約書により契約を締結したものです。

(3) 措置状況

今後、このような事務処理が発生しないよう、電子契約の場合も含めて、複数人による課内での突合作業を徹底するとともに、契約の相手方への落札事項決定通知の際に、必要提出書類として特記仕様書等を明記して通知するようにしました。

7 高企電第410号

令和7年10月29日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置状況について(通知)

令和7年9月12日付け7高監報第7号で報告のありました監査結果に対する措置状況について、下記のとおり通知します。

記

機関名：電気工水課

1 指摘事項

永瀬・吉野・杉田発電所流木処理委託業務の予定価格調書において、入札書比較価格のみの記載となっており、予定価格の記載がなかった。

これは、契約担当者は、随意契約によるときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないと定めた、高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号)第18条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 措置状況

今回の指摘事項につきまして、当課は消費税の課税事業者として、申告納付を行っており、事業の執行については税抜き金額で検討することが多いため、予定価格調書に税込み予定価格を記載しなければならない認識が薄かったことによる

ものです。

今後は、作成者は予定価格調書に対して認識を改め、開札時の入札担当者及び立会者による確認を徹底することとしました。

7 高教政第503号

令和7年10月16日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について(通知)

令和7年9月12日付け7高監報第7号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：人権教育・児童生徒課

1 指摘事項

令和6年度「SNS等を活用した相談事業」委託業務において、企画提案内容を協議により変更したにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。

これは、契約担当者は、随意契約によるときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないと定めた、高知県契約規則第31条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

公募型プロポーザル方式で選定された候補者との交渉において、企画提案書の記載事項の一部を変更しました。

企画提案書の変更があった場合には、予定価格調書の作成が必要であることは認識していましたが、当該変更は仕様書に記載されていない事項についてのものであったことから、予定価格調書の作成は省略可能であると判断したことによるものです。

3 措置状況

所属職員に対して、今回の指摘事項の情報共有を行うとともに、プロポーザル方式を採用する場合は、「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に沿った適正な運用を徹底することについて、周知を行いました。

併せて、プロポーザル方式で選定された候補者との交渉結果は議事録として作成し、見積合わせの相手方の決定向に添付することで、決裁過程での確認を徹底し、再発防止を図ってまいります。